



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

東京都渋谷区代々木二丁目 6 番 5 号  
株式会社もしもしホットライン  
(コード番号：4708 東証第一部)  
代表取締役社長 高木 尚二  
問合せ先 広報・IR 室長 和田 謙司  
電話 03(5351)7200(代表)

### (追加) 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 22 日開催予定の第 19 回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議し公表いたしました。本日開催の取締役会において、下記のとおり変更内容に追加することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

< 追 加 >

#### 1. 変更の目的

今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加を行うものです。(変更案第 2 条)

#### 2. 変更の内容

(下線部は、追加箇所を示します。)

現行定款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 2 2. (条文省略) <新 設> <新 設> <u>2 3.</u> 前各号に付帯する一切の業務	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 2 2. (現行どおり) <u>2 3.</u> 清掃業 <u>2 4.</u> 銀行代理業 <u>2 5.</u> 前各号に付帯する一切の業務

<ご参考>

#### 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 22 日(木曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 22 日(木曜日)



添付資料

第19回定時株主総会に付議する変更の内容

(下線部は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 22. (条文省略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p><u>23.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は 63,288,000株とする。</p> <p><u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(1単元の株式数)</p> <p>第7条 当社の発行する1単元の株式の数は、50株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 22. (現行どおり)</p> <p><u>23. 清掃業</u></p> <p><u>24. 銀行代理業</u></p> <p><u>25.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は 63,288,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式取扱規程に定めるところにより、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、50株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社は、<u>第8条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>



現行定款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取り扱いおよび手数料については、<u>取締役会が定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 会社は、<u>営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(決 議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、<u>出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する<u>株主</u>に限る。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、<u>事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(決 議)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する<u>株主1名</u>に限る。</p> <p>2 (現行どおり)</p>



現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第 1 6 条 (条文省略)</p> <p>(選任) 第 1 7 条 当社の取締役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上</u>に当 たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決 議によって選任する。 2 (条文省略)</p> <p>(任期) 第 1 8 条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する 定時株主総会終結の時までとする。ただし、増員または補 欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期</u> <u>の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第 1 9 条 <u>取締役会の決議により、代表取締役を定める。</u></p> <p>(役付取締役) 第 2 0 条 取締役会の決議をもって、社長1名、副社長、専務取締 役および常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(取締役会) 第 2 1 条 (条文省略) 2 (条文省略) &lt; 新 設 &gt;  &lt; 新 設 &gt;  &lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第 2 2 条 (条文省略)</p> <p>(選任) 第 2 3 条 当社の監査役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上</u>に当 たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決 議によって選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第 1 9 条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第 2 0 条 当社の取締役は、<u>議決権を行使することができる株主</u> <u>の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半 数の決議によって選任する。 2 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 2 1 条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度</u>の <u>うち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までと する。</p> <p>(代表取締役) 第 2 2 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役) 第 2 3 条 取締役会の決議によって、<u>取締役社長1名、取締役副社</u> <u>長、専務取締役および常務取締役各若干名を定める</u>ことが できる。</p> <p>(取締役会) 第 2 4 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の</u> <u>手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 2 5 条 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取</u> <u>締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議が</u> <u>あったものとみなす。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 2 6 条 <u>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社</u> <u>法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失</u> <u>がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限</u> <u>度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第 2 7 条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第 2 8 条 当社の監査役は、<u>議決権を行使することができる株主</u> <u>の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半 数の決議によって選任する。</p>



現行定款	変 更 案
<p>(任期) 第24条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期) 第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤の監査役) 第25条 <u>監査役の互選をもって、常勤監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第30条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第26条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(監査役の責任免除) 第32条 <u>当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(選任方法) 第33条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(任期) 第34条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(会計監査人の責任免除) 第35条 <u>当社は、会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章 計 算</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u></p>
<p>(営業年度) 第27条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日に決算を行う。</u></p>	<p>(事業年度) 第36条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
<p>(利益配当) 第28条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(期末配当の基準日) 第37条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>



現行定款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第30条 利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</p>

以上